



— 目次 —

ヘッドラインニュース	1
コラム 銀行業におけるCSRを考える	2
第26回「脱炭素社会移行に向けた銀行の役割」	
日本総合研究所 理事 創発戦略センター/ESGリサーチセンター 足達英一郎氏	
銀行インタビュー	3
「オーストラリア・ニュージーランド銀行におけるCSR活動」	
全銀協におけるCSR活動	6
アンケート結果	8
障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート結果	

***** ヘッドラインニュース *****

パリ協定、採択

2015年12月12日、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）の成果として、同条約加盟国すべて（全196カ国）の参加を前提し、京都議定書に代わる気候変動抑制に向けた法的取組みを内容とするパリ協定が採択されました。

パリ協定の主なポイントは次のとおりです。

- ①世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する（第2条第1項）。
- ②今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収のバランスを図る（第4条第1項）。
- ③各締結国が累次のNDC（削減目標・行動）を5年ごとに作成、提出、維持する。また、NDCの目的を達成するための国内措置をとる（第4条第2項、9項）。2030年目標の国は2020年までにNDCを提出または更新する（決定文書24パラグラフ）。
- ④先進締結国は、全経済にわたる排出の削減をとることによって、引き続き先頭に立つべき。開発途上締結国は、融和努力を高めることを継続すべきであり、各国の異なる事情に照らしつつ、全経済にわたる排出の削減または抑制目標に移行することを推奨する（第4条第4項）。

障害者差別解消法、施行へ

2016年4月1日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。

同法は、障がい者に対する不当な差別的取扱いおよび合理的配慮の不提供を差別と規定し、国や地方公共団体といった行政機関や民間事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組みを求めています。

不当な差別的取扱いとは、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることとされています。また、合理的配慮とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者は対応に努めること）が求められるものとされています。

また、障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例などについて、各省庁から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が公表されています。

女性活躍推進法、施行へ

2016年4月1日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されます。

同法は、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業者といった各主体の女性活躍推進に関する責務等を定めています。

具体的には、雇用している、または雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組みとして、次の4点が求められています。なお、これらは常時雇用労働者が301人以上の事業者は義務付けられており、300人以下の場合は努力義務とされています。

- ①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- ②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表
- ③行動計画策定の旨の都道府県労働局への届出
- ④女性の活躍に関する状況の情報の公表

第 26 回「脱炭素社会移行に向けた銀行の役割」

はじめに

2015 年 12 月、第 21 回国際気候変動枠組み条約締約国会議 COP21 で、2020 年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択された。米国・中国はもとより、全条約加盟 196 か国・地域が削減目標の作成と国連への提出を義務とする合意が成立した。1)今世紀後半に人為的温室効果ガスの排出を実質的にゼロにするという長期目標、2)各国別削減目標を 2020 年以降 5 年毎に、目標値をより高く設定するという短期目標も盛り込まれた。

協定は、世界総排出量の 55%以上の排出量を占める 55 カ国以上の締約国が締結した日の後 30 日目に発効する。2 月に来日したフランスのトゥビアナ気候変動交渉担当大使は「早ければ 2018 年末にも発効する」との見通しを示したが、実際には中国、米国、ロシアの 3 大国の今後の動向が鍵を握る。

COP21 と金融機関

パリ協定の文面には、民間銀行の役割に特定して言及した箇所はないが、「金融」の果す役割は何度も強調される内容となった。民間銀行の側からも、COP21 の開催期間中に、いくつかのサイドイベントで、脱炭素社会以降に向けて積極的な役割を担っていく旨のアピールもなされた。

一例として、金融機関によるエネルギー効率声明 (Statement by Financial Institutions on Energy Efficiency) の発表があった。先進国と途上国の双方から民間銀行を中心とする 106 の金融機関が連名で採択 (日本からは信託銀行 1 行が参加) したこの声明では、採択金融機関がエネルギー効率改善のための金融を今後、一層拡大していくことを約束している。

誤解を回避するために述べれば、ここでいうエネルギー効率改善のための金融 (Energy efficiency financing) とは金融機関自らが省エネ活動を進めるというものではなく、貸出先がエネルギー効率を高めるための設備更新や新規投資のために資金を提供することを意味するものである。

フランスのエネルギー移行法における銀行の義務

COP21 の開催に先立つ 2015 年 7 月 22 日、フラ

ンス議会は「緑の成長のためのエネルギー移行法」という法律を成立させた。2025 年までに発電量に占める原子力発電の割合を 50%に引き下げる、2030 年までに再生可能エネルギーを 32%まで高める、2012 年から 2030 年で 20%のエネルギー効率の改善を目指す等の目標を定めた画期的なものだ。

同法 173 条には「銀行や信用組合は、義務付けられた年次リスク報告において、債務超過リスクや通常行われるストレステストの枠組みで明らかにされたリスクについて開示しなければならない。この条文は気候変動リスクだけに特定されるものではない」「政府は、遅くとも 2016 年末までに、気候変動に関連したリスク要因を反映したストレステストの適用結果を議会に対して報告しなければならない」との規定が盛り込まれた点は注目に値する。

金融機関側の負担感に配慮して、気候変動リスクに特定した債務やストレステスト結果の開示義務付けは避けられたが、フランスは世界で初の気候変動に関連したリスク要因を反映したストレステストが政府レベルで制度化される国になる。

自主的貢献、外部プレッシャー、規制の綱引きのなかで

今後、世界の気候変動対策は、新たなフェーズを迎えよう。民間銀行も NGO や年金基金などの機関投資家から、貸出資産の炭素密度に関する厳しい目が注がれることになる。脱炭素社会への移行に資金の流れを作るという貢献に積極的に舵を切っていくことも当然できるが、業界全体の歩みが遅ければ、前号で紹介した金融安定の視点を含めて規制強化の影も、また忍び寄る。

「こうしたトレンドは海の向こうのこと」と言い切ることはできない。特定産業との結びつきの強い地域金融機関こそ、気候変動による物理リスクや脱炭素移行リスクの影響をより受ける可能性がある。アンテナを高く、認識を深めておく必要があろう。

◆執筆者ご紹介◆

足達 英一郎 (あだち えいいちろう) 氏

日本総合研究所 理事。昭和 61 年 一橋大学経済学部卒業。環境や CSR 経営の視点から見た産業調査、企業分析の分野が専門。

「オーストラリア・ニュージーランド銀行における CSR 活動」

このコーナーでは、CSRにかかる各銀行の取組みを紹介しています。

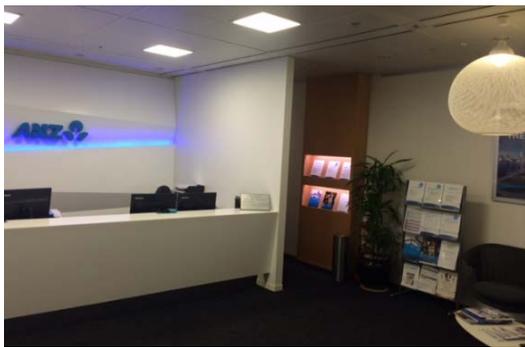
今回は、オーストラリア・ニュージーランド銀行 CEO Japan Office 様から同行の CSR の取組みについてお話を伺いました。

—オーストラリア・ニュージーランド銀行(ANZ)について教えてください。

ANZ は豪メルボルンに本店を構え、創業 180 年以上の歴史を持つ金融機関であり、現在は、オーストラリア、ニュージーランドを中心に、アジア太平洋地域、欧州、米国など世界 34 の国・地域で展開しています。



日本では 1969 年に東京に駐在員事務所を、85 年に東京支店を開設し、法人、個人のお客様に商品・サービスを提供しております。個人のお客様向けには大阪支店と名古屋出張所も構えております。(下記は東京支店の入口)



—ANZ における CSR 戦略について教えてください。

ANZ の社会貢献活動は、事業戦略やブランドを支える構成要素の 1 つであるとともに、地域社会に対して社会の一員として企業責任を果たすものでもあるとの考えを基本にしています。

グループ全体としては社会貢献活動を通じて、教育

支援・雇用機会の創出、金融リテラシーの向上、サステナビリティ(持続可能な社会環境)の確保等の各分野に焦点をあてており、各国の事情に合わせて柔軟に取り組んでいます。

—ANZ 在日支店における主な取組みについて教えてください。

日本では、グループの CSR の方針に沿いながら、主に 4 つの活動に注力しています。

【南三陸町での活動】

東日本大震災後、オーストラリアとニュージーランドの救援隊が支援した宮城県南三陸町に対して、緊急支援として赤十字に寄付する以外に、直接、中長期の復興を目的として寄附を行い、教育の場として活用頂けるよう、津波で失った図書館機能をも合わせ持った生涯学習施設の建設・整備を全額支援致しました。

この建物は、地元の業者の協力を得て、2013年1月に落成式、2月1日に開館し、南三陸町内で初めて仮設でない公共施設の再建第1号となりました。オーストラリアと南三陸町の絆の拠点になることを願い「南三陸町オーストラリア友好学習館」(愛称:「コアラ館」)呼ばれ、町民の憩いの場となっています。



弊行ではこれをきっかけとして、継続的にそして定期的にボランティアに赴き、今では日本の全行員の約半数以上がボランティアとして南三陸町そしてコアラ館を訪れています。震災直後は瓦礫撤去などが中心でしたが、現在は、町内の仮設住宅の住民との交流会、地元の農家の出荷作業支援、カキ養殖の支援など、復興に向けた取組みをボランティアとして実施しています。昨年には、南三陸を花で一杯にしよう、という「花見山プロジェクト」に賛同し、ANZ にちなみ「杏」の植樹を行いました。



弊行独自のボランティアだけではなく、他の豪州系企業と合同でボランティアを訪れたり、駐日オーストラリア大使館、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所とも連携として、オーストラリアチームとしてボランティアを実施しています。

【チャリティー・ラン】

毎年、FIT (Financial Industry in Tokyo for Charity Run) チャリティー・ランに協力して参加しています。この FIT チャリティー・ランは、金融サービス業界に従事する企業や社員が地域社会の一員として、社会貢献に取り組む姿勢を示すことの一つとして 2005 年に始まったイベントです。チャリティー・ランを通じて集められた寄付金は、地域に根ざした社会的に意義ある活動をしているものの十分な活動資金を確保できていない団体を支援するために活用されています。

ANZ は、2009 年より大会スポンサーとして協力し、従業員・家族が参加しており、毎年の恒例イベントとなっています。



【教育支援】

弊行ではボランティア休暇を使いより多くの行員が参加しやすい仕組みを整備していますが、より活用できるように、半日ボランティアも導入しています。この制度を使い、障害児施設に数人のチームで訪問して手伝いをするなど、行員のアイデアに基づいて半日でもボランティアに取り組めるようにしています。障害児施設では、これまで、校内清掃やバザーの会計等の手伝いを実施しています。

【環境支援活動】

上記同様に半日ボランティアを活用し、東京湾清浄活動、余剰食糧活用支援活動をそれぞれ NPO と共同して実施しています。

東京だけではなく、大阪支店でも余剰食糧活動支援を実施するなど、行員がボランティア精神をもってボランティアに参加したいと思う時に参加できるような仕組みを整えています。

ダイバーシティへの取組みについても教えてください。

ANZ では、ダイバーシティ(多様性)を、企業として競争優位性を持つための重要要素の一つと位置付けています。女性管理職比率はグループ全体で 40.4%(2015 年度)を、そして日本では 29.2%に達しています。

日本を含むグループ全体で女性活用を促進するための施策の一つとして取り組んでいることとして、全ての管理職採用時には必ず女性候補者を候補リストに加えること、そして面接側も採用決定プロセスに必ず女性が関与すること、などが挙げられます。

昨年は、グローバルに女性イニシアティブを立ち上げ、男女の経済的な平等を謳い様々なキャンペーンを実施しました。日本においても、その一環として、まずはジェンダーダイバーシティを広めるため、YouTube 上(ANZ Asia Pacific ユーチューブチャンネル)でアカデミー賞受賞映画監督ジェーン・カンピオン氏制作動画を日本語サブタイトル付で広く社会に発表し、ソーシャルネットワーク上で「#equalfuture」の1件のつぶやきにつき1ドルを女性活用推進支援のNPOに支援する活動を実施しました。

昨年10月には東京において、資産運用を始めたいと思う女性を対象に「女性のためのマネーセミナー」も開催し、資産運用を基礎から分かり易く伝える場を提供しました。このセミナーは弊行のパーソナル・バンキング本部の営業部長が女性目線で推進して実現し、全て女性行員の手により、企画実施しました。



一最後に、今後のCSR活動について教えてください。

ANZはグループ全体で「Your World, Your Way」のスピリットに基づき、顧客第一主義でお客様にサービスを提供しています。

個人のお客様には国際分散投資のニーズに対応し、法人のお客様には海外展開の支援をはじめとする多様なニーズに応じてソリューションを提供しています。それを支えるのは、多様性があり、専門性高く経験豊かな行員です。社会貢献や多様性をテコに職場環境を活性化して、金融機関としての競争力を高めていきたいと思っています。

ANZは今後も、社会貢献やダイバーシティを重要要素の一つとして捉えて、多様な活動に取り組んでまいります。

全銀協におけるCSR活動

1. 金融経済教育活動

(1) 「どこでも出張講座」の27年度実績

全銀協では、平成15年度から金融経済教育活動の一環として、全国どこでも無料で講師を派遣する「どこでも出張講座」を実施しています。

平成27年度は計207か所で講座を行いました。

派遣先は、学校（中学校・高校・大学）、地方公共団体（消費者向け・職員向け）、消費生活センター等で、要望の多いテーマは「生活設計・マネープランゲーム」「銀行のしごと」「社会に出て気をつけたいお金のこと」等となっています。

(2) 第3回 金融経済教育活動懇談会

3月10日、金融経済教育活動懇談会を開催しました。本懇談会は、全銀協の金融経済教育活動を推進する一環として開催したものです。

当日は、教育関係者、金融有識者などの委員7名および事務局担当者が参加し、全銀協の金融経済教育活動について意見交換を行いました。



(3) シリーズ教材「お金のキホン」を作成

3月、高校生向け教材を改訂し、あらたに“シリーズ教材「お金のキホン」”を制作しました。

本教材は、家庭科・公民科で高校生が学ぶ金融知識について分かりやすく解説した「講義型教材」、

生徒の主体的な活動を促す「アクティブラーニング型教材」、ドラマ仕立てで多重債務について学べる「動画教材」の3つのタイプで構成されており、生活設計の考え方から、ローン・クレジットを適切に利用するための基礎知識など、



将来に役立つ金融知識について分かりやすく解説しています。

2. 金融犯罪への取組み

○ 認知度向上施策（テレビCM）を実施

3月14日から27日まで、全銀協の認知度向上施策の一環として、金融犯罪防止啓発の観点からテレビCMを実施しました。

今回の施策のテーマ・訴求内容としては、「振り込め詐欺などの特殊詐欺について、被害の未然防止のポイントを改めて世の中に訴求する」ことであり、振り込め詐欺という犯罪を知っていたにも拘わらず、被害に遭ってしまうケースが散見されることから、「自分は大丈夫」と思っている多くの一般消費者に対し、自分の事として捉えてもらえるようなシンプルかつ効果的なメッセージを伝えています。

放映地域は全国で行い、本CM動画は、全銀協の公式ウェブサイトでも公開しています。

3. 環境問題への取組み

○ 第8回ECO壁新聞コンクール表彰式を開催

2月27日、「第8回ECO壁新聞コンクール表彰式」を開催しました。

このコンクールは、環境教育の一環として平成20年度から実施しているもので、全国の小学生を対象に6つのテーマから1つを選んで壁新聞を作成してもらうものです。今年度は過去最多の9,628作品が寄せられました。

表彰式では、全国銀行協会賞、朝日小学生新聞賞、審査員特別賞、優秀賞、チャレンジ賞、団体賞の受賞者に対し、表彰状と副賞を授与しました。受賞作品は、2月26日の朝日小学生新聞紙上で発表したほか、全銀協ウェブサイトにも掲載しています。



4. 高齢者・障がい者への取組み

○ 認知症サポーター養成講座を開催

2月4日、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り応援する「認知症サポーター」の養成講座を開催しました。

当日は、特定非営利活動法人風の詩 永島徹代表から講演が行われ、そのなかで、全国キャラバンメイト連絡協議会が作成した金融機関向けDVD教材を使用して、窓口対応やATM対応における悪い例について、グループワークで問題点や改善点を議論し、その結果を発表しました。

5. 人権・同和問題への取組み

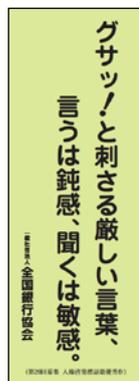
(1) 人権啓発標語（第29回募集）入選作品を決定

全銀協では、人権意識の高揚を図るため、昭和62年度から毎年度、会員の職員を対象に人権啓発標語の募集を行っています。

第29回目となる今年度は、78会員から、会員内選考を経て224作品（応募総数108,251作品で過去最多）が寄せられ、入賞作品として40作品を選定しました。平成28年2月19日には、最優秀賞（下の2作品）と優秀賞（8作品）の入選者を招いて表彰式を行いました。



みずほ銀行
(現みずほ信託銀行)
橋村賢人氏の作品



セブン銀行
小美野雅豊氏の作品

(2) 第43回人権・同和問題啓発講演会を開催

2月19日、人権啓発標語（第29回募集）の入選者表彰式に引き続き、「第43回人権・同和問題啓発講演会」を開催しました。

講演会では、慶應

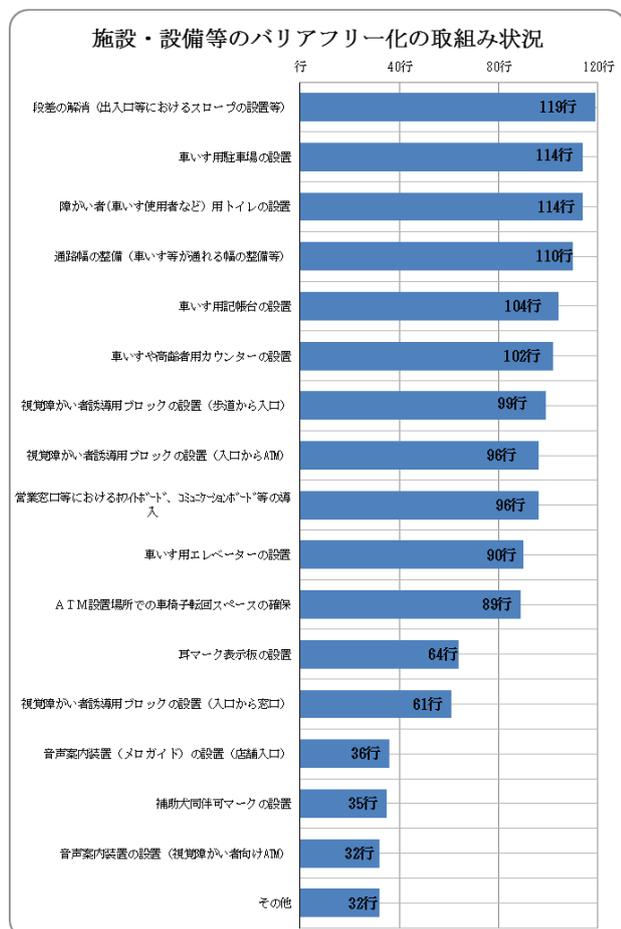


義塾大学商学部 中島隆信教授から「経済学で考える障害者差別～障害者差別解消法施行に向けて～」という演題で講演いただきました。

障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート結果(平成 27 年度)

1. 施設・設備等のバリアフリー化

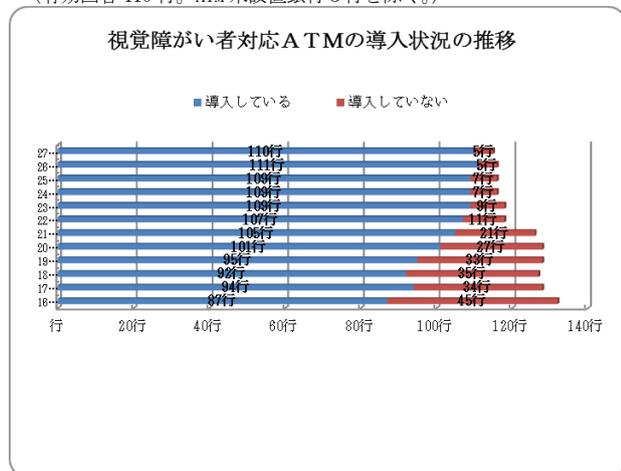
施設・設備等のバリアフリー化に関して、以下のいずれかの項目に取り組んでいると回答した銀行は 120 行 (100%) でした。



2. 視覚障がい者対応ATMの導入状況

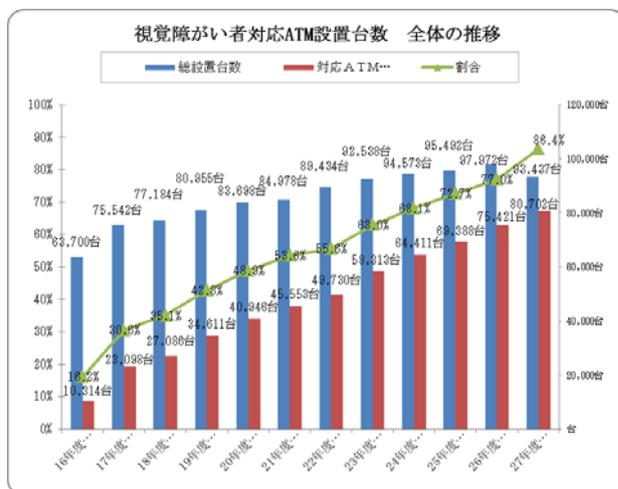
視覚障がい者対応 ATM を「導入している」と回答した銀行は 110 行 (95.7%) でした。

(有効回答 115 行。ATM 未設置銀行 5 行を除く。)



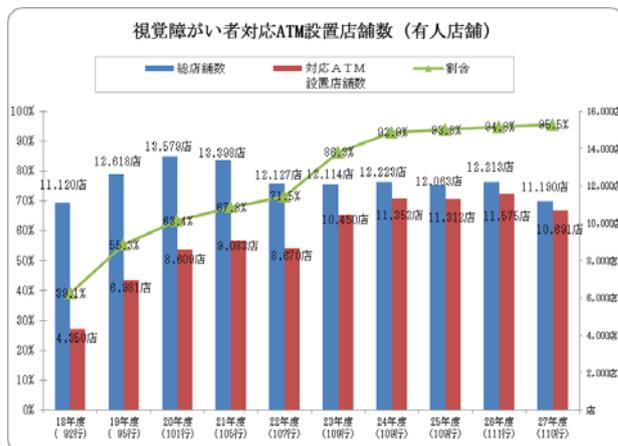
3. 視覚障がい者対応ATM設置台数

視覚障がい者対応 ATM 設置台数は引き続き増加しており、総設置台数に占める割合は 86.4% でした。



4. 視覚障がい者対応ATM設置店舗数

視覚障がい者対応 ATM 設置店舗数の店舗総数 (有人店舗) に占める割合は引き続き増加しており、95.5% でした。



(平成 27 年 12 月実施。回答数 120 行 (正会員)、回収率 100%)

【発行】

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION 全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL 03-3216-3761 www.zenginkyo.or.jp/

掲載内容の印刷物・ウェブ上での無断複製・転載はご遠慮ください。